

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

改 正 案

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)
 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類	区分		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
	大型自動車 免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		
運転免許試験手数料	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	五百五十円	千五十円
			五百五十円	千三百五十円
			六百五十円(法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合)	三千七百五十円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行

現 行

(法第十二条第一項の政令で定める区分及び額)
 第四十三条 法第十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の物件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の種類	区分		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
	大型自動車 免許又は中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		
運転免許試験手数料	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千百五十円
			四百五十円	千四百五十円
			六百円(法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行	四千円(法第九

(傍線の部分は改正部分)

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	五百円	千三百五十円	試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 三千九百五十円	試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 千二百五十円
			六百五十円（法第九十七条の二第一項の第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千七百五十円）	試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千九百五十円	試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円

普通自動車 免許に係る 試験	法第九十七条 の二第一項第 一号又は第二 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	法第九十七条 の二第一項第 三号又は第五 号に該当して 同項の規定の 適用を受ける 場合	四百五十円	千四百五十円	試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 三千四百五十 円）	試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 千三百五十円
			六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百円）	千六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千八百五十円）	試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百五十円）	試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円

特定第一種 運転免許（ 大型特殊自 動車免許、 大型自動二 輪車免許、 普通自動二 輪車免許又 は牽引免許 をいう。以 下同じ。） 又は大型特 殊自動車第 二種免許若 しくは牽引 第二種免許 に係る試験	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	五百五十円 十円）	千二百円	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	五百円 千円	法第九十七條 の二第一項の	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験
法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	五百五十円 千三百五十円 六百五十円（ 法第九十七條 第一項第二号 に掲げる事項 について行う 試験を公安委 員会が提供す る自動車を使 用して受ける 場合にあつて は、二千五十 円）	千三百五十円 二千三百円（法第 九十七條第一項第 二号に掲げる事項 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、二千 四百五十円）	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	五百円 千円	法第九十七條 の二第一項の	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験

特定第一種 運転免許（ 大型特殊自 動車免許、 大型自動二 輪車免許、 普通自動二 輪車免許又 は牽引免許 をいう。以 下同じ。） 又は大型特 殊自動車第 二種免許若 しくは牽引 第二種免許 に係る試験	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	四百五十円	千三百円	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	四百五十円 千五十円	法第九十七條 の二第一項の	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験
法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	法第九十七條 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	四百五十円 六百円（法第 九十七條第一 項第二号に掲 げる事項につ いて行う試験 を公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあつては、 千九百五十円 ）	千四百五十円 二千四百五十円（ 法第九十七條第一 項第二号に掲げる 事項について行う 試験を公安委員会 が提供する自動車 を使用して受ける 場合にあつては、 二千六百五十円）	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	法第九十七條 の二第一項の 規定の適用を 受ける場合	四百五十円 千五十円	法第九十七條 の二第一項の	小型特殊自 動車免許又 は原動機付 自転車免許 に係る試験

大型自動車 第二種免許 、中型自動 車第二種免 許又は普通 自動車第二 種免許に係 る試験	規定の適用を 受けない場合 法第九十七条 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	五百五十円	千二百円
仮運転免許 に係る試験	法第九十七条 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	五百円 （ 五十円）	千二百円

大型自動車 第二種免許 、中型自動 車第二種免 許又は普通 自動車第二 種免許に係 る試験	規定の適用を 受けない場合 法第九十七条 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	四百五十円	千三百円
仮運転免許 に係る試験	法第九十七条 の二第一項第 二号に該当し て同項の規定 の適用を受け る場合	四百五十円 （ 三千四百円）	千二百五十円

		検査手数料	
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
		五百円	千五百円
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、二千五百円）	二千二百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、二千三百五十円）
		三百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、三千五百円）	三百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、三千五百円）
普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第八十九条第三項の規定による検査（以下「検査」という。）	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、千九百五十円）	二千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、二千六百円）
		三百円（公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、九百円）	三千七百五十円（公安委員会が提供する自動車を使用する場合にあつては、四千円）

再試験手数料	再試験手数料	再試験手数料
普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験
六百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）	千三百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千五百円）
大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験
六百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千二百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）	千二百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）
原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験
五百円	五百五十円	五百五十円

再試験手数料	再試験手数料	再試験手数料
普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験
五百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千六百五十円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千六百五十円）
大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験
五百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）	千二百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）	千二百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千二百五十円）
原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験	原動機付自転車免許に係る再試験
四百円	六百円	六百円

審査手数 (略)	料 經由手数	免許証更新 手数料	免許証再 交付手数	料 免許証更新 手数料	免許証更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百五十円	九百円(法第九十条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)
							仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百五十円	九百円(法第九十条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)
七百円(公安)	二百円	千二百五十円	四百円	七百円	千二百五十円	千二百五十円	七百円	二千三百五十円	七百円	
七百五十円(公安)	三百五十円									

審査手数 (略)	料 經由手数	免許証更新 手数料	免許証再 交付手数	料 免許証更新 手数料	免許証更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百五十円	九百五十円(法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)
							仮運転免許に係る免許証	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千五百五十円	九百五十円(法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、九百五十円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することにより二百円を加えた額)
六百五十円(公安)	百五十円	千五百五十円	三百五十円	七百五十円	千二百五十円	千三百五十円	七百五十円	二千五百円	七百五十円	
九百円(公安委員)	四百円									

料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	教習指導			
			普通自動車免許に係る技 能検定員審査	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る技 能検定員審査」という。	二百円
料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る技 能検定員審査」という。	二百円
料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る技 能検定員審査」という。	九百円
料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る技 能検定員審査」という。	二百円
料	技能検定 員資格者 証交付手 数料	技能検定 員審査手 数料	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	大型自動車第二種免許、 中型自動車第二種免許又 は普通自動車第二種免許 に係る技能検定員審査で 、これらの免許に対応す る第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交 付を受けている者に対す るもの（以下「大型自動 車第二種免許等に係る技 能検定員審査」という。	千円

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受ける	法第百八条の二第一項	千九百五十円 (当該講習が法第百九十七号又は第一	三十九百五十円(当該講習が法第百九十七号又は第一	法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	優 良 運 転 者 に 対 す る 講 習	講 習	原 動 機 付 自 転 車 免 許 に 係 る 講 習	普通自動二輪車免許に係る講習	講習
		二 百 円	三 百 円	三 百 円					十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 八 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 五 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 八 百 五 十 円

法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受ける	法第百八条の二第一項	千九百五十円(当該講習が法第九十七号又は第一	三十九百五十円(当該講習が法第九十七号又は第一	法第九十二条の二第二項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	法第九十二条の二第一項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	優 良 運 転 者 に 対 す る 講 習	講 習	原 動 機 付 自 転 車 免 許 に 係 る 講 習	普通自動二輪車免許に係る講習	講習
		三 百 円	四 百 円	五 百 五 十 円					十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 八 百 円	講 習 一 時 間 に つ い て 九 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 千 六 百 五 十 円	講 習 一 時 間 に つ い て 八 百 五 十 円

審査細目	区分	物件費及び 施設費に対 する額から減	人件費に対応 する額から減	通知手数	備考 (略)	2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十 二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額 又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検 定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表 の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手 数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第 四欄に定める額を減じた額とする。	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	七 百 円	千五百五十円	百一条の第四 項の規定に より認知機能 検査の結果に 基づいて行う ものである場 合にあつては (千八百円)	規定により認知機 能検査の結果に基 づいて行うもので ある場合にあつて は、三千四百円)
							法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	七 百 円	千五百五十円	五 千 五 百 五 十 円(当該講習 が国家公安委 員会規則で定 めるものであ る場合にあつ ては、三千六 百円)	七 千 六 百 五 十 円(当 該講習が国家公 安委員会規則で 定めるものであ る場合にあつて は、五千五百 円)

審査細目	区分	物件費及び 施設費に対 する額から減	人件費に対応 する額から減	通知手数	備考 (略)	2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査 細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十 二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額 又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検 定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表 の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手 数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第 四欄に定める額を減じた額とする。	小型特殊自動 車免許のみを 受けている者 に対する講習	七 百 円	千六百五十円	条の四第二項 の規定により 認知機能検査 の結果に基づ いて行うもの である場合に あつては、千 七百五十円)	により認知機能検 査の結果に基づい て行うものである 場合にあつては、 三千六百円)
							法第百八条の二第一項第 十三号に掲げる講習	七 百 円	千六百五十円	五 千 二 百 円(当 該講習が国 家公安委員会 規則で定める ものである場 合にあつては (三千四百円)	八 千 百 五 十 円(当 該講習が国家公 安委員会規則で 定めるものであ る場合にあつて は、五千 八百円)

四 自動車教習所に	三 法第百八条の二 十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	三百五十円	三千六百五十円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	三千四百五十円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	百円	千二百円
大型自動車免許又は	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百円	四千五十円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	百五十円	六千三百五十円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	百円	五千九百五十円
大型自動車免許又は	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百円	七千二百円	二千四百五十円	
大型自動車免許又は	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百円	二千四百五十円	二千四百五十円	

四 自動車教習所に	三 法第百八条の二 十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二百五十円	三千九百円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	三千六百五十円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	千二百五十円
大型自動車免許又は	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百五十円	四千三百円
			普通自動車免許に係る技能検定員審査	百円	六千七百五十円
			特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	五十円	六千三百円
大型自動車免許又は	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百五十円	七千六百五十円	二千五百円	
大型自動車免許又は	大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査	二百五十円	二千五百円	二千五百円	

七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に	五 技能検定の実施 に関する知識	中型自動車免許に係 る技能検定員審査	円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	千九百五十円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	二千円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千五百円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	千七百五十円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	二千五百円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千五百五十 円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	三千七百円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千五百五十 円

七 道路運送法第二 条第三項に規定す る旅客自動車運送 事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に	五 技能検定の実施 に関する知識	中型自動車免許に係 る技能検定員審査	円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千八百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千円
		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	二千二百五十 円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	二千円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千二百五十 円
六 自動車の運転技 能の評価方法に関 する知識		大型自動車免許又は 中型自動車免許に係 る技能検定員審査	千八百五十円
		普通自動車免許に係 る技能検定員審査	千九百五十円
		特定第一種運転免許 に係る技能検定員審 査	二千四百五十 円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	三千五百円
		大型自動車第二種免 許等に係る技能検定 員審査	二千七百円

<p>規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千六百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千九百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>
----------------------------------	--

<p>規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>	<p>備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二千八百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。</p>
----------------------------------	--

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第百十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、第一項の表教習

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に對する額から減ずる額	
		物件費及び施設費に對する額から減ずる額	人件費に對する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	三百五十円	三千六百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百五十円	三千四百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	百円	千二百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二百円	四千五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千三百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千二百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	二千円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千二百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能		

指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に對する額から減ずる額	
		物件費及び施設費に對する額から減ずる額	人件費に對する額から減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	二百五十円	三千九百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	百円	三千六百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千二百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	百五十円	四千三百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		千四百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	五十円	千四百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	五十円	千八百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査		千三百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能		

四 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千三百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千五百五十円

四 法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千三百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千二百円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千四百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	千五百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	千三百五十円
七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送員審査	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千七百円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二千七百円

<p>事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識</p>	<p>備考</p> <p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千六百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千九百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百円を減ずるものとする。</p>
<p>事業及び自動車運 転代行業の業務の 適正化に関する法 律第二条第一項に 規定する自動車運 転代行業に関する 法令についての知 識</p>	<p>備考</p> <p>一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については八百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千八百円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を減ずるものとする。</p> <p>二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。</p>

改正案			現行		
第四十三条第一項の表講習手数料の項中 第十三号に掲げる講習	法第百八条の二第二項第 四十三条第一項の表講習手数料の項中	講習 法第百八条の二第二項第 四十三条第一項の表講習手数料の項中	第十三号に掲げる講習 五千二百円（当該講習が 国家公安委員会規則で定 めるものである場合にあ つては、三千四百円）	五千五百五十円（当該講習 が国家公安委員会規則 で定めるものである場 合にあつては、三千六百 十円）	八千五百五十円（当該講 習が国家公安委員会規則 で定めるものである場 合にあつては、五千八百 円）
	法第百八条の二第二項第 四十三条第一項の表講習手数料の項中				
講習					
を			を		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習
	講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習				
講習					
を			を		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習			講習 法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		

<p>である場合 三千六百元</p>	<p>で定めるものである場合 にあつては、五千四百五十 十円)</p>
<p>ついて四百</p>	<p>講習一時間について千四 百五十円</p>
<p>に改める。</p>	
<p>る場合にあ 四百円)</p>	<p>定めるものである場合に あつては、五千八百円)</p>
<p>ついて四百</p>	<p>講習一時間について千四 百五十円</p>
<p>に改める。</p>	